糸満市教育委員会より就学援助制度（入学前対象）のお知らせ

R9年度
入学

安心して学べる環境づくり
就学援助制度
シュウガクエンジョ

就学援助制度って？

学校教育法などにもとづいて、小中学校の子どもがいる家庭に学用品費や学校給食費などを市町村が援助する制度です。子どもたちの安心で楽しい学校生活のために、気軽に就学援助制度を活用してみませんか。



令和8年度よりオンライン申請が可能となりました。
マイナンバーカードは不要です。

【就学援助制度（入学前対象）申請用URLはこちら↓】
https://logoform.jp/f/k0Exx

糸満市教育委員会学校教育課（糸満市役所5F）の窓口でも申請できます。

↑申請用2次元コード

1. 締切日・結果通知

申請期限	申請結果の通知
入学通知書が届き次第（12月上旬頃） ～令和9年1月22日（金）	2月下旬～ 3月上旬

申請は
お早めに！



※審査結果（認定・否認定）については、糸満市教育委員会よりお知らせいたします。

2. 援助対象の方

糸満市に住所を有し、令和9年度に糸満市立の小学校へ入学を予定している児童の保護者、または区域外就学で糸満市立の小学校に入学を予定している児童の保護者で下記のいずれかに該当する方。

①生活保護が停止または廃止になった方
②生活保護世帯に準ずる程度の生活困窮世帯
③激甚災害の被災者で、生活が困窮していると認められる方



【参考】基準額の目安　※18歳以上の世帯員全員の収入額が対象となります。

世帯	家族構成	総収入額
2人	親1人・小学生1人の場合	約194万円
3人	親1人・中学生1人・小学生1人の場合	約250万円
4人	両親・中学生1人・小学生1人の場合	約300万円
5人	両親・中学生1人・小学生1人・4歳児の場合	約324万円

※上記の総収入額はおおよその目安としてください。家族構成や、家族の年齢等により収入額に変動がありますので、ご注意ください。

新中学1年生の入学前支給は、今年度（令和8年度）就学援助認定者の現小学6年生を対象に支給いたしますので、改めて申請書を提出する必要はありません。
今年度、入学前支給に受給できず、令和9年度の就学援助当初認定を受けた場合は、令和9年度内に新入学用品費を支給いたします。

3. 申請に必要な書類

（内容の確認や各種証明書の追加書類の提出をお願いする場合があります。）

【オンライン申請】
①身分証明書の写真　②保護者名義の預金通帳、又はキャッシュカードの写真
③家賃の分かる書類の写真（契約書等）※賃貸住宅に住んでいる方のみ

オンライン申請用
2次元コード ↓

※令和8年1月2日以降に他市町村から転入した方は以下の書類を窓口へ提出ください※
④令和8年度課税証明書（課税額、収入、所得、控除等すべての項目が記載されている証明書）
提出先：糸満市教育委員会　学校教育課（糸満市役所5階2番窓口）

【紙での申請】提出先：糸満市教育委員会　学校教育課（糸満市役所5階2番窓口）
①就学援助申請書（兼同意書・委任状）　②保護者名義の預金通帳、又はキャッシュカードのコピー
③家賃の分かる書類（契約書等のコピー）※賃貸住宅に住んでいる方のみ
④令和8年度課税証明書（課税額、収入、所得、控除等すべての項目が記載されている証明書）
※令和8年1月2日以降に他市町村から転入した方のみ

！注意事項！
令和8年度の確定申告（税申告）を行っていない場合、審査不可となるため認定できません。申請前に、同居されている18歳以上の方全員が申告されているか確認してください。

4. 申請の流れ



5. 援助の内容



【援助内容】
新小学1年生：40,600円
新中学1年生：47,400円

※今回の申請は、新入学用品費の入学前支給のみとなります。
支給時期については、認定通知と併せて保護者へ直接通知いたします。

※令和9年4月1日以降、就学援助制度をご利用する場合、学校へ入学後に再度申請が必要となります
次年度の申請時期については、学校通じて案内を行います。
※他市町村で入学前に支給を受けている場合、糸満市からの支給は行いません。

詳細は、右記まで
お問い合わせください。

糸満市教育委員会　学校教育課　学務係
電話 840-8165
〒901-0392　糸満市潮崎町1丁目1番地（糸満市役所庁舎5階）